

議案第 53 号

羽曳野市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立市民体育館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

設備等の老朽化などを踏まえ、利用者のニーズに応じた施設の最適な配置を図るため、トレーニング室を会議室兼卓球室に変更することから、その利用料金等を定めるとともに、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立市民体育館条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立市民体育館条例(昭和50年羽曳野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中

「

トレーニング室	1日	市民等	2,260
		市民等以外の者	4,520
会議室兼卓球室	1日	市民等	2,260
		市民等以外の者	4,520

」を

「

会議室兼卓球室1・2	1日	市民等	2,260
		市民等以外の者	4,520

」に改め、同表

第2号を次のように改める。

(2) 個人利用の場合

施設名	単位			料金
卓球室1・2	3時間	中学生以下、老人、障害者、 母子	市民等	円 100
			市民等以外の者	200
		一般(高校生以上)	市民等	200
			市民等以外の者	410

備考 中学生未満の者のみの夜間使用は、認めない。

別表第2中「

会議室兼卓球室冷暖房

」を

「

会議室兼卓球室 1・2 冷暖房

」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

羽曳野市立市民体育館条例 新旧対照表

新

別表第1(第7条関係)

(1) 専用利用の場合

区分	単位	料金
省略		
会議室兼卓球室1・2	1日 市民等 市民等以外の者	2,260 4,520

備考 省略

(2) 個人利用の場合

施設名	単位	料金
卓球室1・2	3時間 中学生以下、 老人、障害者、 母子 市民等 市民等以外の者	円 100 200
	一般(高校生 以上) 市民等 市民等以外の者	200 410

備考 中学生未満の者のみの夜間使用は、認めない。

別表第2(第7条関係)

区分	単位	料金
省略		
会議室兼卓球室1・2 冷暖房	省略	

旧

別表第1(第7条関係)

(1) 専用利用の場合

区分	単位	料金
省略		
トレーニング室	1日 市民等 市民等以外の者	2,260 4,520
会議室兼卓球室	1日 市民等 市民等以外の者	2,260 4,520

備考 省略

(2) 個人利用の場合

施設名	単位	料金
卓球室	3時間 中学生以下、 老人、障害者、 母子 市民等 市民等以外の者	円 100 200
	一般(高校生 以上) 市民等 市民等以外の者	200 410
トレーニング 室	3時間 中学生以下、 老人、障害者、 母子 市民等 市民等以外の者	100 200
	一般(高校生 以上) 市民等 市民等以外の者	200 410

備考

1 中学生未満の者のみの夜間使用は、認めない。

2 トレーニング室の利用は、中学生以上とする。

別表第2(第7条関係)

区分	単位	料金
省略		
会議室兼卓球室冷暖房	省略	